



平成 24 年 6 月 29 日

各 位

上場会社名 株式会社ジー・ネットワークス
代表者 代表取締役社長 阿久津 貴史
(コード番号 7474)
問合せ先責任者 管理本部長 小西 隆弘
(TEL 0836 - 83 - 5511)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーション及び株式会社フーディーズについて、支配株主等に関する事項は、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

平成24年3月31日現在

| 名称 | 属性 | 議決権所有割合(%) | | | 発行する株券が上場されている 金融商品取引所等 |
|------------------|-----|------------|-------|-------|----------------------------|
| | | 直接保有分 | 合算対象分 | 計 | |
| 株式会社ジー・コミュニケーション | 親会社 | 45.82 | — | 45.82 | なし |
| 株式会社フーディーズ | 親会社 | — | 45.82 | 45.82 | なし |

2. 親会社のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由

| 名称 | 理由 |
|------------------|-----------------|
| 株式会社ジー・コミュニケーション | 議決権直接保有割合が大きいため |

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

株式会社ジー・コミュニケーションは当社の議決権割合の45.82%を所有しており、当社は同社の子会社であります。株式会社フーディーズは同社の議決権割合50.99%を所有しており、同社の親会社であることから、間接的に当社の議決権割合45.82%を所有する当社の親会社であります。

なお、親会社の議決権割合は、100分の50以下であります。が、実質的に支配しているため親会社としております。

人的関係としましては、当社取締役及び監査役8名のうち4名を株式会社ジー・コミュニケーションと兼務しておりますが、当社の経営につきましては独自の経営判断に基づき意思決定しており、親会社等からの一定の独立性は確保されていると考えております。

(役員の兼務状況)

平成24年6月29日現在

| 当社での役職 | 氏名 | 親会社での役職 |
|--------|-------|----------------------|
| 取締役 | 川上 一郎 | 株式会社ジー・コミュニケーション 取締役 |
| 取締役 | 稲角 好宣 | 株式会社ジー・コミュニケーション 取締役 |
| 監査役 | 山本 大介 | 株式会社ジー・コミュニケーション 取締役 |
| 監査役 | 佐藤加代子 | 株式会社ジー・コミュニケーション 監査役 |

4. 支配株主との取引に関する事項

平成24年3月31日現在

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容(注)1 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|------------------|--------|--------------|--------------------------|-------------------|------------------|----------------------------|----------|-----|----------|
| 親会社 | 株式会社ジー・コミュニケーション | 名古屋市北区 | 3,754,010 | グループホールディング会社、コンサルティング事業 | (被所有)直接45.82 | 業務運営における助言、役員の兼任 | 当社銀行借入に対する債務被保証及び担保被提供(注)2 | 305,000 | — | — |
| | | | | | | | 債務被保証料及び担保被提供料の支払(注)2 | 17,375 | 未払金 | 1,020 |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

銀行借入の一部に対して、(株)ジー・コミュニケーションより債務保証及び担保提供を受けております。なお、保証料は保証対象債務残高に対して年率1.2%、担保提供料は担保提供金額に対して年率1.5%を支払っております。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引と同等の条件によることとし、重要性のある取引については、取締役会において取引の是非を決定しておりますので、少数株主に不利益をもたらすようなことはありません。

以上